

令和4年8月24日

西宮市政記者クラブ各位

市長定例記者会見

## こども医療費助成制度の助成拡大について

## 1. 趣旨・目的

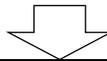
乳幼児等・こども医療費助成制度は、健康保険が適用される医療費について、市が自己負担額の全部又は一部を助成し、受給者の費用負担を軽減する制度です。

子育て支援の観点、及び新型コロナ、物価高騰による経済的な支援の観点から、令和5年1月より、こども医療費助成制度の所得制限を見直し、所得基準額以上の世帯の児童への医療費自己負担額の一部助成を、中学3年生まで拡大し、さらに高校生世代についても所得にかかわらず、医療費助成の対象とするものです。

## 2. 事業の概要

## 【現行制度】

制度名称	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
所得区分	0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
基準額以上	通院：800円、入院：3,200円		助成無し(3割負担)	
基準額未満	通院：無料、入院：無料			



## 【拡大案(令和5年1月から実施)】

制度名称	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
所得区分	0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
基準額以上	通院：800円、入院：3,200円			
基準額未満	通院：無料、入院：無料			

所得基準：扶養義務者(父母等)全員の市町村民税所得割額の合計が235,000円

通院：1医療機関あたり1日800円を限度月2回まで。3回目以降は無料。

入院：定率1割負担(上限：3,200円/月)。3か月を超える入院の場合は4か月目以降無料。

## 3. 拡大対象者数 約27,000人(中学3年生まで約12,000人、高校生世代約15,000人)

## 4. 予算(令和4年度補正予算)

扶助費(医療費) 約7,300万円 事務経費 約1,600万円 合計 約8,900万円

## 5. スケジュール(案)

日程	内容
8月下旬	9月議会 条例改正・補正予算案提出
10月中旬～	受給者証発送準備(対象者への周知、システム入力など)
12月中下旬	受給者証発送
1月	制度開始

※本事業は令和4年9月議会において、条例及び予算が可決された場合に実施します。

お問合せ先

西宮市市民局市民部医療年金課 担当：阪口(さかぐち)

電話：0798-35-3185 FAX：0798-35-5105